

群馬大学医学部附属病院宿日直規程

平成16. 4. 1 制 定

改 正 平成16. 7. 1 平成17. 4. 1

平成29. 4. 1 平成30. 4. 1

令和 4. 4. 1

(目 的)

第1条 群馬大学医学部附属病院における宿日直勤務については、国立大学法人群馬大学宿日直規程（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(宿日直の箇所及び人員)

第2条 宿日直箇所及び勤務1日に係る勤務者数は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各診療科等 15箇所（別紙のとおり）
- (2) 臨床工学部 1箇所1人
- (3) 事 務 部 1箇所1人

(宿日直対象者)

第3条 宿日直勤務者（以下「宿日直者」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 医学部附属病院に勤務する医師、歯科医師及び医員（臨床研修医を除く。以下「医師等」という。）
- (2) 臨床工学技士
- (3) 副課長以上の職にある者を除く事務部職員
- (4) その他病院長が適当と認める者

(宿日直時間)

第4条 宿日直時間は、次のとおりとする。

宿直 午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

日直 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の宿直勤務における仮眠時間は、午前0時から午前6時までとする。

(宿日直勤務の命令及び割振り)

第5条 宿日直勤務は、病院長が命ずる。

2 宿日直勤務の割振りは、医師にあっては各診療科長及び中央診療施設等の長、臨床工学部にあっては臨床工学部長、事務部にあっては総務課庶務係が行うものとし、病院長の決裁を得た上、実施する月の前月の25日までに、本人に通知するものとする。

(勤務内容)

第6条 宿日直者は、建物、設備、備品及び書類の保全等並びに外部との連絡に当たる。

2 医師の場合は、巡視、主治医等への連絡調整及び入院患者の病状の急変への対応等に当たる。

3 臨床工学技士の場合は、集中治療部における巡視、緊急の機器操作や不具合への対応等に当たる。

(引継ぎ)

第7条 宿日直者は、勤務開始に当たり、次の各号に掲げる帳簿及び物品等を関係各係又は前の宿日直者から引き継ぎ、勤務終了後関係各係又は次の宿日直者に引き継ぎがなければならない。

(1) 宿日直日誌

(2) その他宿日直勤務に必要な物品及び書類

(非常事態における措置)

第8条 宿日直者は、火災その他非常事態の発生又はそのおそれがあるときは、速やかに事務当直室の宿日直者を通じ、上司、消防署等関係機関及び院内各宿日直者等に急報するとともに、応急の措置をとらなければならない。

(事務)

第9条 宿日直に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 紙

宿日直箇所	勤務者数
内科診療センター	4人
外科診療センター	2人
泌尿器科	1人
歯科口腔・顎顔面外科	1人
整形外科	1人
皮膚科	1人
眼科	1人
耳鼻咽喉科	1人
精神科神経科	1人
麻酔・集中治療科	1人
脳神経外科	1人
産科婦人科	1人
放射線科・核医学科	1人
集中治療部	1人
周産母子センター	1人